

平成22年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年8月16日（月）  
開会 午前10時30分 閉会 午前11時18分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 文珠清道
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、学校教育課長 藤村信行、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書記 教育総務課長 糸井嘉彦
- 7 議 事
- (1) 議案第79号 京丹後市学校再配置基本計画（案）について
- (2) 報告第13号 議案第72号の修正について
- (3) 報告事項 さぬき市の再配置計画を参考にした件の経過報告
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全9頁）
- 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成22年9月8日

委員長 上 羽 敏 夫

署名委員 森 益 美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫

〔被招集者〕 森益美、小松慶三、米田敦弘

〔欠 席 者〕 文珠清道

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、学校教育課長 藤村信行、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長 糸井嘉彦

## 1 開会を告げる

〔上羽委員長〕

ただいまから「平成22年第14回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。  
本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
森委員を指名しますのでお願いします。  
それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〔上羽委員長〕

議案第79号「京丹後市学校再配置基本計画(案)について」を議題と致します。  
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〔米田教育長〕

教育次長のほうからこれについて説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

前回の教育委員会、また協議会も含めまして「京丹後市学校再配置基本計画(案)」の修正案を出させていただいていましたが、それ以降若干修正をお願いしたいところがありまして提案させていただきました。

経過といたしましては、先週の木曜日ですが、議会運営委員会がありまして、その中で出された意見ですが、前回の教育委員会の中でも少しお話させていただいた部分ですが、議会基本条例の関係があつて、5年の計画で市政全体に係わる政策については議案として出してほしいというものの中に前回お話させていただいていました個別実施方針も、計画の一部であり提案をすべきものだろうという判断をされました。

教育委員会議で再度協議いただき、個別実施方針(案)を付け加えさせていただくようなかたちで修正を提案させていただきたいと思っております。

議会の提案者でもあります市長のほうに議長、副議長から内々で申し入れがありました。その結果を受けまして、内部で協議することやまた委員長に相談をさせていただいて、方針案を付け加えさせていただくようなかたちで修正を提案させていただきたいと思っております。見ていると思いますが、再配置計画(案)の17ページです。ここに方針(案)を付け加えさせていただくということで、同じ計画の中で綴じこんで出させていただくことにしたのですが、前回の計画の中では前期の分が23年度から27年度の各年度ごとに書かせていた

だくことになっていたのですが、なかなか説明会等に行きますとローリング的なことについての説明が理解していただけないことや、全体の枠組みの中で23年度から27年度の中でやり遂げていきたいという再配置基本計画になっていますので、ここで具体的に示すということは大変な作業になってしまう関係もありまして、前期という大枠の中でのくくり修正に修正させていただきたいと思っています。基本計画の中には各町ごとの再配置のことも書いてあるのですが、これをつけることによって中に示せてない部分が若干この計画には表れています。拠点校の関係が具体的に表していないのですが、今回の実施方針につけることによって拠点校が一応計画の中の一部に取り込まれるかたちになるということになります。あとの大枠については、だいたい前期・後期というかたちに計画の中で明示しておりますので、特に大きな変更にはならないのではないかと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

<上羽委員長>

補足して私からも説明いたします。個別実施方針をつける・つけないという問題は、以前の教育委員会の際に私も指摘させていただきましたし、他の委員からもありました。市議会としては、方針を説明会の際に一緒につけて説明していたので、一緒に付けないといけないという流れにほぼなっていたということでもあります。

教育委員会としては年次が入った個別実施方針で決められたら、本来の年度に出来なかったり、前倒しするときにも議会の議決を一回一回もらわなければ前に進まない、教委としては身動きできなくなる、年次の部分を前期と後期のくくりの中で折り合いをつけて、このようなかたちに落ち着いたということでもあります。我々のほうの意見だけ言っていたのでは話し合いの場に上がらせてもらえそうにないから、教委としてどこまでの譲歩ができるかという中でこのように考える方に落ち着いたということでもあります。順次ご意見をいただけたらと思います。

<森委員>

年度が前期と後期ということで分けてあるので、このへんで融通が利くのでは。これなら年度にそんなに縛られなくていいと思う。

<小松委員>

最初の段階で年度毎に出たから非常に刺激的になると同時に教育委員会にそれが出来るのかという問いかけがなされている。地域説明会で個別実施方針について毎年ローリングしながらやっていくという説明をし、今までせっかく努力したことが、これを前期という大くくりの中に置くことによって曖昧になってしまわざるを得ない。

全体としてはもっと総論的な部分をきっちり煮詰めて、それから以降の個別方針であれば、もっと理解されたのではないかと。ただ毎年ローリングという部分を、どうにかたちで住民の方に伝えるのか、そのあたりについて具体的な説明の工夫がいると思う。

<上羽委員長>

教育委員会の基本的な方向と言うか、考えのスタンスというのは、年度の入ったものを目標として、これからも目指していくというのが基本であろうと思う。ただ計画案として承認をしてもらったときに、そこまでの年度のことの縛りをかけられると困る面もある。

<小松委員>

そうしておかなければ、ローリングの整合性がとれない。縛られはしないけれども、方向性はそこでいきたい。

<上羽委員長>

公に文書としてはあげないけれども、答弁において、個別の年度ごとの実施方針でいくということは言うべきである。

<吉岡教育次長>

そのことについても確認させていただく必要があると考えています。今回個別実施方針の添付資料につきましては、議会条例の関係もあって一部に含まれるであろうことから、ここに添付しなさいと議会のほうからは言われて、従前から使っております年度の入った個別の実施方針、それがなくなるということではなくて、教育委員会内部で整理させていただくのは、教育委員会の持っている運用方針という形で今回これを載せることによって24年度だったものが27年度になるということではなく、教育委員会としてはその方向で行きたいということを今後市民の方に説明していく必要がある。ただ書類上の整理として、ここに添付するものについてそれを除いたもので整理させていただくということです。

委員さんが心配されていますように、これがこういう形で載りますので、見られた方によっては、計画としては後退したという意味にとらえられるのではないかなと思いますので、教育委員会としてはそれも確認しておく必要があると思います。それを除いたかたちで整理させていただきたい。

ここには出していませんが、どういう形のもを修正案としていいのか考えていく中で、もう1つ案的なものを考えていました。それは今までの計画に矢印をつけたものであったのです。しかし、事務局としても矢印を付けた案は委員長とも相談する中で、あまり適切ではないだろうということで今回こういう計画とさせていただきました。

<米田教育長>

前期、後期という分け方ですが、従来の年度の入った個別計画を頭に入れて、教育委員会はそれに沿って進めていくということを説明のときに言っておきたい。

<上羽委員長>

それと基本的には、説明会をさせていただいた経過の中で意見もありましたし、議員さんからの発言もあったと思いますが、そういうことを勘案して見直すということになった時に、ましてや年度を区切って、枠にはめるということが、教育委員会として先にいかない状況になることが目に見えています。それも回避しなければならぬということになると、基本計画なので、そこらのところを十分説明していただかないと仕方がないと思う。年度を区切った実施計画の案ではなく、あくまでも基本計画の案を最初に出したのが、あまりにも詳細に丁寧すぎたので、混乱の問題がスタートしているように思う。

<上羽委員長>

他にご意見はありますか。

ここでしばらく休憩します。

(休憩) 午前10時57分

(再開) 午前11時8分

<上羽委員長>

再開します。

議会の方は、あくまで議会基本条例の関係からである。5年以上の計画になっているので個別実施方針をつけなければいけないということである。

<吉岡教育次長>

提案の段階で、個別実施方針をつけなければ議案として不備でないか、内容として認められるという形にして、実際の具体的な話し合いに入ってもらえるということになる。

<米田教育長>

かなり細かいところまで具体的に考えておく必要がある。例えば、前期に予定の再配置について住民の方々の理解が得られなくて、大半が計画を見直して後期にということもあり得るのかという質問もある可能性がある。

<吉岡教育次長>

質問の中では、前期を5年にくくってこういう形でいただいています。例えば久美浜の高龍中学校は27年度までにしたらよいのかという質問をされたら、教育委員会としてはやっぱり24年度でやりたいという方針を持っているということは言ったらいいと思う。

<米田教育長>

それぞれ早くしているのは、それなりの意味があるので。そのへんはきちっと説明すべきであると思っている。

<吉岡教育次長>

計画を一回出していますので、それでいいのですね。

<藤村学校教育課長>

計画には毎年のことを謳っていないので、ローリングしてもしなくても何も変わらないのでは、といわれた時にどう応えるか。

<吉岡教育次長>

拠点校はローリングできます。

<上羽委員長>

さきほど教育次長が言われた、説明会では何年度にどうするかという発言を求められたら、その時には教育委員会としての目標年度はきちんと説明する、そうでないと説明会をした意味がない。

〈上羽委員長〉

だいたい意見が出尽くしたと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〈上羽委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第79号「京丹後市学校再配置基本計画（案）について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

それでは引き続きまして、追加議案ということで、報告議案が1件あります。報告第13号「議案第72号の修正について」を議題としますので、説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについては、社会教育課長から説明いたします。

〈安達社会教育課長〉

報告第13号ということで説明させていただきます。第13回の教育委員会議会で承認を受けました「議案第72号京丹後市マスタービレッジ条例施行規則の一部改正」でございますけれども、改正条文の不備があったということで、議案の一部を修正する必要が生じました。したがって、その内容につきまして本日報告させていただきたいと思っております。なお、正式なものについては次回の教育委員会議において再度説明し、報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料に、修正部分を書いています。これをまとめた新旧対照表というのがあります。これを見させていただきたいと思っております。現行と改正案となっております。これが最終の新旧対照表となっております。改正案のところに赤並びに青で明示してある文言がありますが、前回の教育委員会議会で処理された内容をこのような内容に変えたいということでございます。条例ごとに見ていきます。第2条でございますが、ふれあいスポーツ広場の休業日ということをごここに明示しておりますが、前回は工房だけでありまして、このことを明示しておりませんでした。このことについても規定すべきということがありました。8月10日の例規審査会におきましていろいろとご指摘を受けまして、このように修正をお願いしたいということでございます。同じく第2条の第2項でありますけれども、青い色で以下次条及びから斜線が引いてありますけれども、第15条でもちまして指定管理読み替えの規定を新たに設けましたので、それに部分については削除させていただきたいということでございます。スポーツ広場の休業日以降につきましても、これについて当然設けるべきだということで規定させていただきます。第3条の利用時間でありまして、

これもふれあいという言葉削除させてもらっていますが、これにつきましては、第2条でふれあいスポーツ広場をスポーツ広場ということで規定をしておりますので、これを削除します。2ページですが、1号のふれあい工房の使用申請の件でございますが、前日までに申請しなければならないということですが、その前日が休みの場合についての規定がないということで、これについても当然規定すべきということでございます。第2号につきましては、スポーツ広場の申請の件ですが、これについても休業日の場合は以後の開業日がということで文言を入れております。第8条の使用料の免除と第9条の使用料の還付でございますけれども、条例のほうでは市長が認めた場合という規定があります。従いまして、市長が認めた場合ということでございますので、いわゆる教育委員会規則のほうでこのような、使用料の免除や還付について規定することは、市長の権限を制約することになるとということで、規則で認めるべきではないと、認めるならば当然条例のほうでしなさいということでしたので、第8条と第9条につきましては、規則から削除することにしました。条例のほうにつきましては免除、還付のことにつきましては規定されております。3ページ第15条でございます。指定管理者について新たに第15条に設けます。さきほど申しましたとおり、第2条第2項の内容につきましては、今の説明のとおりでございます。あと条項的に読み替えるところがあります。3ページ第4条でございますが、これについては第8条とします。第5条につきましても第9条ということでございます。第6条から第10条につきましても第10条から第14条とさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。以上のような内容に修正をさせていただきたいと思っております。

<上羽委員長>

ただ今、報告議案につきまして、説明をいただきました。  
ご質問等がございましたらお願いします。

<小松委員>

これは今年から指定管理者になるのですか。

<安達社会教育課長>

来年の4月からです。今の条例には指定管理をさせる規定がないので、今回の9月議会では条例の改正を行いたいと、合わせて不備的なこともあるので、それも合わせてしたいということです。

<小松委員>

現在指定管理者に上がっているわけではないということですね。

<安達社会教育課長>

すいません。一点資料の修正をお願いします。赤い文字で書いてありますが、第2条第2項「工房及びスポーツ広場」の「及び」を「又は」に修正させていただきたいと思っております。

<上羽委員長>

修正することに対しては異議はないのですが、8月の5日のときに承認しておいて、チェックが悪いのか、提案内容をもっと吟味して提案していただかないと、我々は提案があったので承認したということなので、やっぱり品が悪いということを十分理解していただきたい。

〈安達社会教育課長〉

おっしゃるとおりだと思っております。今後、十分に気をつけたいと思います。

教育委員会へ議案として上程するには、総務課の例規担当と十分調整をさせてもらっておりますが、その後不備な点が何箇所かあったということです。

(上羽委員長)

続きまして、教育長からさぬき市の学校再配置計画を参考に本市計画を作成した件のその後の経過説明をお願いします。

(米田教育長)

8月9日(月)教育委員会臨時会以降の補足説明。

〈上羽委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了しました。

これで第14回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈閉会 午前11時18分〉

〈9月定例会 平成22年9月8日(水) 午後3時00分〉添削